

警告システムの導入

◆警告システムの目的:

これまで明確に減点対象となっていなかったルール違反や手順違反について注意を促すために導入する。

◆警告の基準:

- ・作業中における手順、工法のうち、(1)ルール違反、(2)安全違反、(3)手順違反に与える。

※(1)例: Q&Aで禁じられている作業・手順、その手順は明らかにずるい(速い)など

※(2)例: 軽微な怪我をした、他人に怪我をさせる恐れがある作業、など

※(3)例: 現場を想定していない作業手順・方法、など

※出来型に影響を与える事項(出来型で採点ができる作業)、課題終了後でも採点ができる事項、品質に確実に影響があると想定される作業は警告対象としない。つまり、今警告を与えないと「フェアではない」という場合にのみ、警告の対象となります。

※一度だけ生じた違反(偶然そうってしまった、すぐに気付いて直した、など)は警告対象としない。

- ・警告基準に該当すると考えられた場合は、複数名の競技委員で協議し警告であるかどうかを決定する。

※従って、警告が出ない場合もある。

※競技委員、補佐員以外の者からの指摘は一切受け付けない。

◆警告の方法:

- ・競技委員主査並びに競技委員副査が選手に与える。

- ・警告時には、登録指導員を該当選手のブース前に呼び、指導員に対して注意をする。

- ・指導員は、該当選手のブース内に入り、警告内容を伝え是正させること。

※この時間は、競技時間に含まれる。

- ・警告を与えられた者の氏名と警告内容は、都度、所定の位置に公開する。

◆減点数:

- ・1回目の警告は、**減点無し**。

- ・1回目の警告と同様の作業を引き続き行い、もう一度警告を受けた場合は**-5点**とする。

- ・同一作業に対して3回以上の警告を受けた場合は、**-7点**とする。

- ・異なる作業内容に関して累積2回の警告を受けた場合は、**-3点**とする。

- ・異なる作業内容に関して累積3回以上の場合、同一作業で2回と異なる作業で1回の計3回以上の警告を受けた場合は、**-7点**とする。

※累積数は、2日間通しての数とする。

- ・**重大違反**と認められる場合は、1回目の警告で**-10点**とする。

- ・合計得点と同じ者がいる場合、警告数が少ないものを上位者とする。

- ・次の例のように、警告を与えられた者が上位者(メダル対象)となるような場合は、競技委員会で協議し上位者を決定する。

例: 合計得点の差が少なく(例えば3点以内)である場合で、得点上位者が警告1回受けているが、下位者は受けていない場合

警告システムの対象事項(例)

(1)ルール違反

- ・使用工具、材料等に違反がある→重大違反
- ・競技架台等を故意に損傷させている→重大違反
- ・選手が競技中に観客や指導員と会話した、あるいは話しかけられている→重大違反
- ・他の選手に迷惑をかけている→重大違反
- ・競技時間中に勝手にブース外に出た→重大違反
- ・事前準備作業に違反している
- ・競技架台等を予期せず損傷させた
- ・通線機の使用無し、防護メガネ着用していない
- ・競技ブース外に部材などが大きくはみ出している
- ・公開されている課題の考え方(ルール)に反している
- ・Q&Aに記された(Q&Aの番号欄が黄色の項目)考え方に反している
- ・その他、競技委員が認めるもの

(2)安全作業違反

- ・安全上の重大な問題有り→重大違反
- ・重傷を負っている→重大違反
- ・軽微な怪我をしている
- ・他の人の安全に影響する作業を行っている(ケーブルをぶつけた、ドリルがむき出し、レーザー光の不適切な放射など)
- ・その他、競技委員が認めるもの

(3)手順違反

- ・作業の手順(順序)が現場に即していない
- ・現場(を想定した場合)ではありえない手順で作業を行っている
- ・Q&Aに記された考え方に反している
- ・公開されている課題の考え方(ルール)に反している
- ・明らかに競技大会用の手順、工法で作業を行っている
- ・その他、競技委員が認めるもの

※警告を与える際には、その確認のため、上記の事例が「～ている」と表記されているように、複数名が確認できる程度の間、作業をしている・繰り返しているか、カメラ等で撮影した、などのことが必要となります。

警告システムの対象外事項(例)

- ・過大な張力を何度もかけている
- ・配線中の曲げ半径の違反を何度もしている
- ・配線中にキンクなどが発生している
- ・光ケーブル・心線に損傷を与えている、与える可能性のある作業をしている

※これらの作業は、工法上の問題であるものの、技能不足が招くものであったり、必ずしもこれらにより作業スピードが向上するものではないので、通常の採点項目のうち「ケーブル工法」や「手順」などの項目で採点される(加点されない)。

※ただし、スピードを優先するため心線を雑に扱っているなど、スピードに関連する項目と認められる場合は、警告対象とする。